⑹　別表２により、特定事業再編に伴う設備投資（土地、建物及び設備（リース設備を含む。）の取得等に係る投資をいう。）の内容について、申請者である事業者及び特定会社ごとにそれぞれ記載する。

⑺　別表３により、事業又は資産の譲受け又は譲渡に伴い不動産の譲受け又は譲渡を予定している者は、当該不動産の内容について記載する。合併、分割等により不動産の取得を予定している者についても、同様とする。

３．特定事業再編の実施時期

⑴　特定事業再編の開始時期及び終了時期を年月をもって記載する。

⑵　別表４により、毎事業年度の実施予定を記載する。

４．特定事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法

⑴　必要な資金の額及び調達方法の概要を記載する。

⑵　必要な資金の額及び調達方法は、別表５により記載する。

５．特定事業再編に伴う労務に関する事項

⑴　特定事業再編の開始時期の従業員数（申請者である事業者及び特定会社ごとにそれぞれ記載する。以下⑸まで同じ。）

⑵　特定事業再編の終了時期の従業員数

⑶　特定事業再編に充てる予定の従業員数

⑷　⑶のうち、新規採用される従業員数

⑸　特定事業再編に伴い出向又は解雇される従業員数

６．その他

⑴　令第４条第１号又は第２号に該当するものは、次の事項を記載する。

①　事業再編関連措置を行う事業者の国内売上高合計額その他の令第４条第１号又は第２号に該当するかどうかの基準に係る国内売上高

②　申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況

⑵　令第４条第１号に該当する場合にあっては、⑴の記載事項の様式及び作成方法は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第９条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第１号）様式第４号、様式第５号又は様式第８号から様式第12号までに「公正取引委員会」を「主務大臣」とすることその他所要の調整を加えたものによる。

⑶　令第４条第２号に該当する場合にあっては、⑴の記載事項は、別表６により記載する。

⑷　法第33条の特例措置の適用を受ける場合にあっては、株式の併合の内容を別表７により記載する。

別表１

特定事業再編の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
法第２条第12項第１号の要件		
イ　当該二以上の事業者のそれぞれの完全子会社相互間の新設合併又は吸収合併		
ロ　当該二以上の事業者が共同して行う新設分割		
ハ　当該二以上の事業者のいずれか一の事業者の完全子会社に、当該二以上の事業者のうち他の事業者が、その事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させる吸収分割		
ニ　当該二以上の事業者のいずれか一の事業者の完全子会社が行う当該二以上の事業者のうち他の事業者からの出資の受入れ		
ホ　当該二以上の事業者が共同して行うそのそれぞれの完全子会社の発行済株式の全部を取得する会社の設立		
法第２条第12項第２号の要件		
法第２条第11項第２号イによる外国における相当程度の需要開拓		
法第２条第11項第２号ロによる外国における相当程度の需要開拓		
法第２条第11項第２号ハによる外国における相当程度の需要開拓		
法第２条第11項第２号ニによる外国における相当程度の需要開拓		
新商品の開発等による国内における相当程度の需要開拓		

（注）

１．特定事業再編計画に従って実施する措置のうち、該当する全ての措置事項について要約的に記載する。

２．実施する措置の内容については、次の事項を記載する。なお、申請の段階において未定な部分については、その旨を記載すること。

⑴　「当該二以上の事業者のそれぞれの完全子会社相互間の新設合併又は吸収合併」については、合併する完全子会社（合併により新設される会社を含む。）の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに合併比率及び合併期日を記載する。

⑵　「当該二以上の事業者が共同して行う新設分割」については、分割する会社（分割により新設される会社を含む。）の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに分割により発行される株式等を引き受ける者並びに分割期日を記載する。

⑶　「当該二以上の事業者のいずれか一の事業者の完全子会社に、当該二以上の事業者のうち他の事業者が、その事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させる吸収分割」については、分割をする会社及び完全子会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに吸収分割により発行される株式等を引き受ける者並びに分割期日を記載する。

⑷　「当該二以上の事業者のいずれか一の事業者の完全子会社が行う当該二以上の事業者のうち他の事業者からの出資の受入れ」については、出資を行う事業者及び完全子会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに他の事業者から受け入れる出資財産の内容、増加する資本金の額及び増加する期日を記載する。当該出資が現物出資の場合にはその旨を記載し、財産の内容及び価額を記載する。

⑸　「当該二以上の事業者が共同して行うそのそれぞれの完全子会社の発行済株式の全部を取得する会社の設立」については、設立を行う事業者及び設立する会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金（出資者ごとに出資額を記載する。）並びに設立期日を記載する。当該会社の設立において、定款に現物出資又は財産引受の記載がある場合には、その旨を記載し、財産の内容及び価額を記載する。